

平成31年第1回上里町議会定例会会議録第3号

平成31年3月6日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第1号）上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第2号）上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第3号）上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10（町長提出議案第4号）上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11（町長提出議案第5号）上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12（町長提出議案第6号）上里町敬老祝金支給に関する条例について
- 日程第13（町長提出議案第7号）上里町町道路線の廃止について
- 日程第14（町長提出議案第8号）上里町町道路線の認定について
- 日程第15（町長提出議案第9号）財産の取得について
- 日程第16（町長提出議案第10号）平成30年度上里町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第17（町長提出議案第11号）平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18（町長提出議案第12号）平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19（町長提出議案第13号）平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20（町長提出議案第14号）平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21（町長提出議案第15号）平成30年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22（町長提出議案第16号）平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第3号）について

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 杳澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山下 博一君	副町長 江原 洋一君
教育長 下山 彰夫君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 塚越 敬介君	税務課長 須長 正実君
くらし安全課長 望月 誠君	町民福祉課長 谷木 絹代君
子育て共生課長 間々田 由美君	健康保険課長 山下 容二君
高齢者いきいき課長 飯塚 郁代君	まち整備課長 富田 吉慶君
産業振興課長 及川 慶一君	上下水道課長 根岸 利夫君
学校教育課長 高橋 淳君	学校教育指導室長 勝山 寛美君
生涯学習課長 小暮 伸俊君	会計管理者 伊藤 覚君

事務局職員出席者

事務局 長 宮下 忠仁 主 任 横尾 慎也

◎開 議

午前9時00分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出議案第1号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第7、町長提出議案第1号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第1号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立及び国家公務員における長時間勤務是正のための措置を踏まえ、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

民間労働法制においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づき、時間外労働の上限規制が導入され、また国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられていることを踏まえ、町職員についても時間外勤務命令を行うことができる上限等を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第8条は時間外勤務について定めておりますが、第3項を追加し、第2項に規定するもののほか、時間外勤務に関する事項について、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則へ委任することを定めるものでございます。

なお、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則についてもあわせて改正を行い、時間外勤務命令を行うことができる上限についての規定を追加しております。

最後に、附則につきましては施行期日を定めており、平成31年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案説

明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 質問させていただきます。

まずはこの条例の改正の内容としては、8条に3項を加えて、超過勤務時間の上限を定めるということでありますけれども、今現在上里町の職員の皆さんの超過勤務状態というのはどのようになっているのか、1カ月45時間、今度の上限ですけれども、1年について360時間の範囲、また他律的業務部署でも1カ月100時間、年720時間ということでありますけれども、今までこれを超えるような事態が発生したことがあるのか、そうした部署において360時間を超えるような実態がもしあるのであれば、お願いしたいなというふうに思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

これまでの現状におきまして、超過勤務時間が非常に多かったことがあるかどうかということでございます。

29年度の実績で申し上げますと、今回の原則上限であります月45時間、あるいは年間360時間というラインで絞ったところ、月45時間を超えた職員、合計19名ございました。内容といたしますと、確定申告、選挙、福祉の関係ですとか、あとは体育祭等のイベント等でございます。

それから、年間360時間というラインで見ますと、福祉関係等で3名ございました。それを他律的なラインということで、さらに上のラインまでいく者はいなかったようでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） これが改正が今年の4月1日からということですが、1カ月に45時間、それから年で360時間ですか、これを要するに超過勤務を命ずることができるということであるんですが、こういったことで今29年度実績がちょっとあったんですが、こういった職員がたまたまこれが原因で体調を崩したり、医療機関の門をたたいたりした場合、要するにそれは結

果はかなり先にならないと出ないのかもしれないですけども、これが原因だというのは。要するにそういった事態が発生した場合に、町はどういう対応をとるのか、その職員に対して。その辺が明記されるのか、されないのか、その点についてお伺いします。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

国におきましては、1カ月100時間以上、2から6カ月平均80時間を超えるような超過勤務等があった場合には、本人の申し出がなくても、医師による面接指導を命じる等の規定がございます。また、疲労の蓄積等が認められる職員につきましても、月80時間超過勤務をした場合には、医師の面接指導を行うことが必要になってまいります。

上里町におきましても、同様に常にその職員の健康管理、そちらのほうを気をつけて見てまいりまして、毎月時間がどのくらいで推移しているのかというのを把握しつつ、業務の見直し、それから業務内容改善で一番は健康管理、そういったところに注意しながら、積極的に改善に取り組んでいく予定でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 昨日もちよっとお話ししたんですけども、勤務時間外の取り決めをするときには、当然役場の中でも労使間で締結をするといえ、私の経験からすれば、団体交渉で36協定を締結をすると、こういう運びになって、1日何時間、月何時間というような取り決めをして行っているわけですけども、恐らく役場の中でもそれに準じたやり方をしているというふうに思われるんですよ。しかしながら、最近長時間勤務で非常に問題になっているということがあります。

自分の働いていたところに、勤務時間なのか、残業時間なのか、わからないと、こういう指摘が郵便局側の局長宛てに届いたということで、局長がそのことを聞いて、これじゃまずいということで、職員は自分が残業をしていく時間を明確にしろということ、私がそのときに課長でありましたので、誰でも見えるところに今日は誰々が何時間残業を予定をと、こういう表示をしてやった対応策をとったことはあります。

上里町も、いろいろ職員の方は何時間も残っているとあってあると思うんですけども、町民の方々が時間を間違えて来たりする場合もあると思うんですけども、そういうときにははっきりとして、こういう職員は今は残業時間で残っていますよということを町民に知らせるこ

とも大事だなというふうに思います。こういうことを見て見ぬふりをしてきちゃうと、長時間労働によって過酷な体力が損なわれて、あげくはストレスたまって、心身ともに弱ってしまうと、こういう例が全国的にも非常に取りざたされているわけですよ。

余り私は役場のことを言いたくないんですけども、先ほど沓澤議員が言ったように、過去にそういうことがあるのかと聞いたんですけども、実は夜中まで役場の職員がずっと働いていたというようなことをキャッチしているんですよ。

それが表ざたに出ないというのは、何かあったら役場の中でそういうことが表面化していった場合に、人間関係がぎくしゃくしちゃうということもあって、本人も言わない、家族も言わないというようなことで来ていたわけなんですけれども、この辺のところは、今働き方改革でいろいろ言われている中なので、はっきりとしてそういったことを表示していただきたいというように思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、町では毎週水曜日をノー残業デーと定めるほか、常に定時退庁を促して、速やかな退庁ということで指導しているところでございます。また、庁舎から退出した時間を警備員のほうもチェックしてございまして、誰が何時に帰ったか、その辺をチェックしてございますので、本当に遅い時間までいた場合には、次の日にどういったことなんだとか、早く帰るようにということで指導しているところでございます。

現在、町で時間外を行う場合には、時間外勤務命令簿、こちらに何時まで今日は残業しますよというのをあらかじめ総務課長のほうに提出することになってございます。また、庁舎に何時まで残りますよというのを連絡票で出すことになってございますので、そちらをさらに徹底してまいりたいと考えております。

また、職員組合の関係、こちらにつきましても、今回についても職員組合の役員と話し合いを行ってございまして、既にこちらについても、職員の時間外労働抑制、健康管理等について理解をいただいているところでございます。

今後につきましても、職員組合ですとか課長会、そういった場所で、この条例規則改正の趣旨を説明してまいりまして、今後の時間外勤務のあり方、命令系統、そういった内容を統一してまいりたいと、またあわせて職員の健康管理には十分注意して、業務を遂行していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

2番高橋茂雄議員。

〔2番 高橋茂雄君発言〕

○2番（高橋茂雄君） 1つだけお伺いしたいんですけども、課によっては勤務時間の中じゃなくて、町民の皆さんと会議するとか、6時からとか、必ず昼間じゃなくて、全てが会議が必ず超過勤務がだめだと言っているけども、町内の人たちが集まるときに、課によっては毎月とか必ず遅い時間に役場の会議室でやっているんだと思いますけれども、そうしたら昼間は午後とか、割とそういうお客さんが来ないんだったら、昼間休ませるとかということはできないんでしょうか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋茂雄議員の御質問に説明させていただきます。

現在は代休とか振りかえ処理、そういった処理をしております。例えば、土日出るような部署というのも非常にあるかと思うんですけども、そういった場合にはその前後で必ず代休をとるようにと、そういった指導をしております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほどの質問の続きなんですけれども、先ほど月45時間以上の方が平成29年で19名、確定申告だとか選挙だとか体育祭だとか、一定これは特別なその期間だけ忙しいという方の場合だと思います。しかしながら、360を超えている福祉関係者のところでは、福祉部門だと待たなしの対応が求められる部署のために、こういう事態が生じるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。

そうした場合には、職員を増やすだとか、少人数で長時間にならないような対策、上限を設けることはいいんですけども、この上限は結構長時間ですよ、設けられている上限というのが。だから、この条件が設けられたから大丈夫なんだとか、そういう考えに立たないで対応してもらわなきゃいけないというふうに思うことが1点です。

それと、他律的業務部署として、福祉関係者の部署がそこに当たるのかどうか、町が考えている他律的業務部署というのはどこなのか、これがはっきりしないと、360時間は絵に描いたもちになってしまって、年720時間までいいんだみたいになってしまうと困ると思いますので、確認したいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 杵澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、前年度、29年度において360時間を超えた職員がいたということでございます。

こちらに関しましては、30年度、人員の増等を行っておりまして、対応を講じたところでございます。こちらの部署につきましては、今年度の超過勤務の状況は、前年度に比較しますとだいぶ抑制されております。年間360時間を超えないような状況になってございます。

それから、他律的業務、どういった部署が該当になるかという御質問でございます。

国のほうで想定していますのは、業務の量、時期が任命権者の枠を超えて、みずから決定するのが困難な業務ということで定義がございます。国においては、例えば国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等が例に挙げられます。

町においては、総務省からの通知で、地域住民との折衝等も例として挙げられているところです。具体的には用地交渉、それから各種イベント、そういった住民との対応、そういった部署が該当するのではないかと考えております。また、このほか国の例を鑑みますと、予算を担当しております財政とか、例規担当である秘書とかの職員系の部署とか、そういったところも考えられるところでございます。

この辺は改めてどこが該当になるかというのは決めまして、事前にこれがスタートする前に、その担当部署においては、こちらは他律的業務の部署でありますというのを明示していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 今回の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございますけれども、例えば土日出る職員、それから昼休み勤務を行っている窓口関係、そういったところは、代休処理をしていると思うんですけれども、代休処理をするということは、そこで休んだ職員にかわって、窓口体制が職員が減少するわけですので、そこら辺のところも人員配置の見直し等、十分考えていただいて、特別な支障がないようにやっていただきたいと思えます。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 植原議員の御質問に説明させていただきます。

昼休み等で人が薄くなる時間帯が生じたりですとか、住民に対して不便を生じるようなこと

のないようにという御提案をいただきました。

町としましても、サービスの低下がないように、十分な人員配置で回せるような形で、人員配置を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） ちょっとつまらないことをお伺いしたいと思うんですけども、代休の話が今出ましたけど、代替休暇と代休というのは同じじゃないと思うんですよ。それで、全て役場は代休措置をしているのか、そういうときに出勤した人に対して、休みをとるのか、賃金で払うのか、そういうやり方をしているのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですよ。

これは職員が休みは出たから、休みは後でとりますというやり方はわかると思うんですけども、そのほかに代替としてお金を支給してというのを2通りの考えというのは役場のほうが持っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の質問にお答えさせていただきます。

一応今の状況では、代休ということで前後で休みを振りかえでとっていただいて、時間帯によってはプラス25%とか、そういった賃金をお支払いしているような状況でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） ちょっと確認したいんですが、45時間、360時間はいいんですけども、1日のマックス、1日例えば3時間以上はだめだよとか、4時間以上はだめだよ。その縛りがあるのかどうか。

それと関連して、他律的な業務、これは例えば町民とのトラブルがあった場合なんかは、外に出て行って、住民のところに行って説明したり何かすると長引いちゃったりする。そういった縛りに該当しなくて、下手すると今はだめだけど夜の9時に来いとか10時に来いとかという、中にはそういった特異的な方もいると思うんですよ。

そうなる、今言った1日3時間以上はだめだよと、健康管理上だめだよとかあると思うんですけど、その辺の縛りとそういった特異的な超過勤務について、ちょっと説明をお願いしますか。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

1日当たり何時間という超過勤務の縛りがあるかということでございます。

こちらに関しましては、おっしゃられるように突発的な内容で急に出なくてははいけない。また、それが時間的に非常に長くなるというケースもあろうかと思えます。そういった場合には、当然ながら翌日の勤務に支障が生じるわけなので、翌日で振りかえをとるとか、そういった形で対応することになるかと思えます。1日当たりの上限というものは、今回の改正等には含まれてございません。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第2号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（新井 實君） 日程第8、町長提出議案第2号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要につきまして御説明申し上げます。

災害援護資金貸付事業は、国と県が負担する貸付原資により実施しております。今回の改正内容は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、法律により3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村の条例で定められることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正され、災害援護資金の償還方法について、年賦償還に加え、半年賦償還及び月賦償還が追加され、さらに保証人を付すかどうかについても条例で定められることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第14条は保証人及び利率について定めることとし、見出しを利率から保証人及び利率とし、同条第1項を災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができるに改め、新たに第2項と第3項をつけ加えるものでございます。

同条第2項については、災害援護資金は保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%以内で町長が定める率とすると定めております。また、第3項については、第1項の保証人の連帯債務を定めるものでございます。

次に、第15条は償還等について定めておりますが、第1項については、災害援護資金の償還方法に年賦償還のほか半年賦償還、月賦償還を追加するものでございます。

第3項については、法律施行令第8条の削除に伴い、保証人の文言を削り、また施行令の条項ずれによる修正を行うものでございます。

最後に附則につきましては、第1項で施行期日を定めており、平成31年4月1日からの施行とさせていただきます。

附則第2項では、経過措置として改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものでございます。

以上で、上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 第14条第2項なんですけれども、この中に据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその率を遅滞の場合を除き年3%云々というのがありますけれども、据置期間は具体的にどのくらいの期間を言っているんですか。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 谷木絹代君発言〕

○町民福祉課長（谷木絹代君） 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

据置期間については3年と定めております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 討論がないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 町長提出議案第3号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第9、町長提出議案第3号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第3号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

第10条では放課後児童クラブ職員の要件を定めておりますが、専門職大学は、前期、後期に課程を区分することができ、前期課程の修了者は短期大学卒業者と同等の教育水準を達成したと認められ、短期大学士相当の学位が授与されます。したがって、第3項第5号の学校教育法の規定による大学において必要な課程を修めて卒業した者という要件に、専門職大学の前期課程修了者を含めることとするものでございます。

最後に、附則につきましては施行期日を定めており、平成31年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で、上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第4号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第4号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

介護保険運営協議会の設置に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要につきまして御説明申し上げます。

町の介護保険事業は、介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に基づき運営しております。この計画は3年を1期とし、国の基本指針に即して策定しておりますが、このたびこの指針が改正され、事業計画の評価、公表、報告等の実施が明記されました。

これまでは高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を活用して、3年に一度策定の際に評価と分析を行っておりましたが、平成30年度から平成32年度までの第7期からは、達成状況の点検評価等を毎年度実施し、報告しなければならないとされました。

また、今年度創設された保険者機能強化推進交付金の評価指標においても、協議会等を活用し、PDCAサイクルの実施により、計画の進捗管理を行うこととされたため、新たに介護保険運営協議会の設置について規定するものでございます。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

新たに介護保険運営協議会について定めるため、第12条から第15条までを3条ずつ繰り下げ、新たに第12条から第14条を追加するものでございます。

第12条では、協議会が町の附属機関として置かれることから、設置について定めております。

第13条では、介護保険運営協議会委員が15人以内で組織されることや委員の構成、3年の任期、再任を妨げないこと等について定めております。

第14条では、介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定や実績に関する評価など、介護保険

事業計画等に関する事、地域密着型サービスの運営に関する事など、介護保険運営協議会の所掌事務について定めております。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日を平成31年4月1日とし、第2項で最初に委嘱される委員の任期を介護保険事業計画の計画期間と合わせるため、平成33年3月31日までと定めるものでございます。

第3項は、本条例の一部改正に伴い、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する規定でございまして、介護保険運営協議会委員の日額報酬等を別表として定める内容となっております。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日の全員協議会で説明をしていただいて、大変よくわかっております。介護保険運営協議会にすることで、3年のサイクルで見通しを持って協議ができるのかなというふうに思います。

1つ聞きたいことは、15名という中の構成のところなんですけれども、介護を受ける側、費用を負担している側の生の声が反映できるような委員の選び方をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

昨日の説明ですと、5番の費用負担関係者においては、今後検討ということでありましたし、4番目の被保険者に関しては、公募で行っていくということでありましたけれども、1、2、3と4、5の比率がいわゆる同じぐらいになるような構成で考えておられるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

介護保険運営協議会に関しましては、昨日御説明をさせていただきましたが、識見を有する方は3名、保健医療関係3名、福祉関係5名、その中には社会福祉協議会、介護サービス事業所、その中には施設、それから在宅、地域密着、それからケアマネージャーさん等が所属しています。居宅介護支援事業者の方を5名ほどこちらに入れる予定でございまして、

被保険者としましては、昨日も御説明いたしましたとおり、老人クラブの方が1名、それから65歳以上の方、第1号被保険者の方から1名、それから40から64歳の2号被保険者の中から1名、費用負担の関係者からは例年ですと商工会の方、それから健康保険組合の方等をお願いしていた経緯がございますので、費用負担関係者については、1名という構成割合で一応計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） この種の協議会というよりも、幾つか町には協議会とかが設置されているんですけども、この種の介護の問題については、構成人員の人に自由に意見を言ってもらおう。そして、執行部側が自由に答弁してやってもらうということが非常に大事だと思うんですよ。

ここに被保険者も入っているわけで、今、沓澤議員が申し上げたように、バランスが悪いと、そこでちっちゃくなっちゃって、意見も言えないような雰囲気にならないように、自由に意見ができる雰囲気をつくっていただきたいんですよ。

そうじゃないと、何か隅のほうにやっちゃって、活発な人だけが意見を言っちゃっているという、先ほど沓澤議員が言ったように、生の声というより、そういう声が言いたくても言えないというような雰囲気になっちゃったのでは余り意味ないと思うので、その辺のところを御配慮をお願いしたいというふうに思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 高橋勝利議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今までどおりの介護保険事業計画の策定の中でも、策定の前年度に実態調査ということで、介護を受けている方、それから比較的元気な方、ランダムに抽出しまして、実態調査のほうを行っております。そちらの声を聞くのと一緒に、老人クラブの方とか、それから事業所のほうに直接町の担当職員のほうが出向きまして、生の声等を聞いております。

そういったものも策定委員会のほうに反映できるような形で、今までもやってきておりますし、それからパブリックコメント等もとりながら、なるべく生の声がこちらの策定委員会のほうで反映できるように、今後も少し工夫をしてやっていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 毎年アンケートを1期ごとに実施していただいているのは、わかっているんですけども、具体的に計画する段階で、被保険者が重きを置かれたほうがいいと思うんですね。

この15名の振り分けというのは、こういうふうにしてくださいという指導があるものなのかどうか、町独自でこういうふうな構成メンバーで、構成メンバー的にはこれでいいと思うんですけども、学識経験者が3だとか、保健医療関係者が3、福祉関係者が5というこの割り振りの的には、町の独自で変えられるものなのかどうか、もし変えられるものであるならば、介護を受ける側の生の声が平等に反映されるような構成にしていっていただきたいなというふうに思うわけなんです。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

こちらの構成メンバー15人以内ということは、近隣市町が同じように15名以内ということで定めておりましたので、当町におきましても、こちらの人数で実施していこうということで決めさせていただきました。

構成の所属に関しましても、ほかの本庄市、神川、美里でも同じような形の方が代表で出てきていただけるような形で、一応計画をさせていただいたところです。

人数につきましては、各市町、いろいろ人数の比率が違うところもございますので、今後実際に策定委員会を立ち上げる場合には、御意見いただいた内容を反映させながら、町民の方の意見が生に届くような人数の配置のほうを改めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 町長提出議案第 5 号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（新井 實君） 日程第11、町長提出議案第 5 号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第 5 号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

議案第 3 号において御説明申し上げたとおり、学校教育法の一部を改正する法律の改正に伴い、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられました。それに伴い、専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当することになるため、大学等の卒業者に専門職大学の前期課程修了者が含まれる旨、条例上明記するものであります。

次に、技術士法施行規則の一部を改正する省令の改正に伴う選択科目の見直しにより、上下水道部門の選択科目である水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることとなるため、条例上削除するものであります。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第 3 条では、布設工事監督者の資格を定めております。資格の要件として大学等卒業者が規定されており、大学等卒業者には短期大学を卒業した者も含まれることから、学校教育法の一部改正により、同条第 3 号中に専門職大学の前期課程を加えるものです。また、文言整理により、同条第 6 号中「よる」を「基づく」に改め、さらに技術士法施行規則の一部改正により、同条第 8 号中「又は水道環境」を削除するものでございます。

第 4 条では、水道技術管理者の資格を定めております。水道技術管理者の資格についても、大学等卒業者の規定がされておりますので、同条第 2 号及び第 4 号中に専門職大学の前期課程

を加えるものです。

最後に附則の内容であります。施行期日を規定し、平成31年4月1日から施行とするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は、この条例による改正後の水道法施行規則第9条第3号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなします。

以上で、上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第6号 上里町敬老祝金支給に関する条例について

○議長（新井 實君） 日程第12、町長提出議案第6号 上里町敬老祝金支給に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第6号 上里町敬老祝金支給に関する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

健康長寿を目指すため、高齢者の生きがいづくりと健康増進に寄与することを目的とした事業とし、あわせて支給年齢等の見直しを図るため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

現行の上里町敬老長寿祝金支給に関する条例を廃止し、事業の目的や支給年齢等の見直しを図った上で、新たに上里町敬老祝金支給に関する条例を制定するものでございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に第1条、目的でございます。

敬老祝金の支給目的を敬老の意を表するとともに、健康長寿を目指すため、高齢者の生きがいづくり及び健康増進に寄与することと規定しております。

次に、第2条及び第3条はそれぞれ支給対象者と祝金の支給額について、当該年度の9月15日現在、上里町に引き続き1年以上在住している方のうち満77歳が5,000円、満88歳が2万円、満99歳が3万円と定めるものでございます。

第4条については、支給期日を9月と定め、また対象年度の3月末日までに手続がない方は受給資格を喪失する旨を定めるものでございます。

第5条では、対象の方が亡くなった場合の相続人等への支給の特例を定めるもので、第6条はこの条例の施行について、規則への委任を定めるものでございます。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日を平成31年4月1日とし、第2項で、現行の上里町敬老長寿祝金支給に関する条例の廃止を定めるものでございます。

以上で、上里町敬老祝金支給に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 第2条と第5条に関連するんですけども、支給月の年度の9月15日現在というのがあるんですけども、これは要するにこの年に9月15日現在で1年以上居住しというのがあるんですけども、生年月日というか、生まれた月もあって、例えば今年の要するに9月1日に誕生日が来たよということになると、1年以上居住したということを経年にと

いうと、受給者が手続をするわけですからけれども、その年に受給条件が整っているんだけど、そこで万一亡くなっちゃった場合というのも想定されると思うんですよね。

そういったときに、第5条では支給の特例というのがあるんですけども、要するに亡くなっちゃったよというときには、世帯主、生計維持者、町長が定める者に支給ができるというふうなことがうたってあるんですけども、この辺もう少しわかりやすくというか、もらえる資格があるのに突然亡くなっちゃったよ。変な話交通事故とか何かで、その辺の規定がうまく説明できないんですけど、もらえる寸前まで生きていたんですけども、亡くなっちゃったからその人はだめだよというのを第5条で救済しているようなことを言っていると思うんですけども、でも亡くなっちゃった人に長寿金をあげるというのも、ちょっと何かおかしい話だなというふうに私は思うんですけど、その辺もう少し具体的に説明していただけますか。

というのは、元気であるから受給資格があってももらえるわけですよ。亡くなっちゃっているのに、おめでとうございませうという言葉が添えられないし、それで祝金をあげるというのは何か矛盾しているような気がするんですね。その辺をちょっと説明してください。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

こちらは9月15日現在を基準といたしまして、1年以上居住した方にこちらのほうで抽出のほうをかけさせていただいて、対象者の方には御案内を申し上げております。

9月15日までの間に、残念ながらお亡くなりになっちゃった場合には該当にならないということですが、それまでは御存命で、9月の下旬以降、町のほうで支給事業のほうをロビーのほうを使ってやっておりますので、この基準の段階では御存命だった場合には、先ほど5条のほうでうたったように、当該世帯の主たる生計維持者、または町長が定める者に支給ができるということを見せていただいているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 改めて2017年、いわゆる29年度の決算を開いてみたんですけども、77歳で受給された方が259人、80歳が208人、85歳が144人、88歳が121人、99歳が6人、100歳が2人ということで、740名の方が対象で689万円ほどの祝金が支給されています。

最近、高齢化社会に突入するということが、高齢者が増えることが非常に重大な問題であるかのように言われていますけれども、少子化になっていることが問題であって、高齢者が健康

で長生きすることが問題では本当はないわけなんですね。

それで、持続可能な事業を目指すということが非常に強調されるわけですがけれども、高齢者が増えるからという、それで全てが納得させられてしまうような現状があると思うんですね。

それでは、どのような試算をしたのか、上里町が今後ずっとこのままいった場合に、何年がピークになって、そのときの支給額がどれだけになるのか、それは上里町の財政を脅かすほどの金額なのかどうか。

もう一点聞きたいことは、今回の条例は前回の長寿がついたときの敬老長寿祝金の目的には高齢者の長寿を祝い、敬老思想高揚及び福祉の向上というふうに入っているんですね。

今回のよさもあるんですね。実は健康長寿を目指すための事業として、高齢者の生きがいくりと健康増進に寄与するという、それぞれのよさがあると思いますけれども、今非常に厳しい条件の中で、高齢者の負担はますます増える一方、そして年金支給は目減りをしています。

そういう中で、負担は増え、厳しい生活を余儀なくされていますし、上里町の生活保護世帯の半分は高齢者世帯です。こうした数字から見ても、高齢者の福祉の向上に寄与することという事は、非常に重要なお祝いをする気持ちと同時に、重要な観点じゃないかなというふうに思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、こちらの事業のほうを見直すに当たりまして、平成26年、27年、事務事業評価等を行って、今後積極的に見直しをしていくということで検討してまいりました。今年度、30年度の試算につきましては、前年度と比較しまして人数的には4.5、予算上も5.5%の増、31年度につきましては、団塊の世代の方も年齢に差しかかるということで、事業費のほうは15.7%ほどアップする。この現状のままでいくとという試算になっております。

一番は団塊の世代の方が75歳を迎える2025年のところで試算をさせていただいたんですが、そちらは人数につきましては24%増の1,037名、金額につきましては77歳の方が増えますので、そんなに金額のほうは増えないですが、13.8%の増ということで見込んでおります。それ以降については、試算のほうはしてございませんので、今後ちょっとしていきたいなというふうには考えております。

今回、こちらの見直しをするのに当たって、議員がおっしゃるように、高齢者を年を重ねるということはとてもいいことなので、これを廃止することは当課としても考えておらず、健康寿命の延伸ということと、少しでも元気で長生きをしていただくということで、少し目標を変えて支給をする方法がいいんじゃないかということで、比較的77歳、以前が細かく77の次が80、

次が85、結構そのスパンが少し短かったのもございましたので、埼玉県内の状況等、あと近隣市町の状況を確認しながら、埼玉県内で統一を図るというふうな方向ではあるんですが、そういったことで見直しをさせていただいたところです。

以上です。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 全国的には廃止する自治体もある中で、新たな条例を制定して残していくという考え方には賛成です。しかしながら、今まで80歳、85歳、100歳とあった中で、非常にささやかな金額ではあっても、本当に楽しみに待っている人たちで、今年はもらえたんだよとか、来年もらえるんだとか、同級生が今年もらったとか、そういう話をしている声も聞きますので、時代の流れというんでしょうか、絞っていかざるを得ないという部分においては、納得せざるを得ないところもあるかなというふうには思うんですけども、せめてもう少し金額を上乗せして、町の心遣いを示せなかったかなと思うのが1点あります。

それと、100歳はこの規定から外してということで、記念品を贈呈するということでありますけれども、100歳こそ一生懸命インターネットとかで調べてみましたけれども、100歳には思い切った100万円とか50万円とか支給している自治体もあるんですね。上里もお二人でしたけれども、そこまで健康で長生きをするということは、家族の支えもあってのことだと思うんですよね。本当にめでたいことでありますし、そこを別の事業に移してしまうということについてはどうなのかなと。

それほど人数が金額的には大きかったかもしれないですけども、その辺の考えがどういう判断でそのように記念品にかえてしまうという、記念品というのはその人にとってはうれしいものかどうかわからないですよね。町はよかれと思っていても、お祝金だったら、その人の自由に使えるし、家族が長生きしたおじいちゃんのため、おばあちゃんのために何かして下さるかもしれない。だけど、記念品というのはこんなものと思われるものが来ても困ると思うんですよね。その辺の判断についてお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

支給年齢から外れる方の御説明、私どももこちらの年齢を考えると、議員と同じような視点のもとに苦労して一応決めていきました。今後3人に1人は65歳以上になるということで、いろいろ財政面でも影響が大きいということと、それから健康長寿というふうな意味もあり、長寿の概念も変わりつつあります。

私どもも支給の現場に出ている、同窓会みたいになっていたり、来年度うちのもらえるんだよとかと、そういった生の声も聞いていて、どう説明していこうかということは、担当課でも話しているところではあるんですが、なるべく町民の方に御理解を得るように、広報、ホームページ等でも周知しながら、また必要に応じて金額等の見直し等も重ねてやっていければいいなというふうに考えております。

それから、100歳の支給をなくした理由ということなんですが、毎年国よりお祝い品と記念状、銀杯が贈呈されています。今年度4名の方が私と町長のほうで行きまして、対象となり、贈呈式等を行ったんですが、今回は100歳をなくしたということで、お金ではないんですが、町のほうで勝手に記念品を決めてしまうと、今、議員もおっしゃったように、こんなものをもらってもと思ってしまうとあれなので、こういったカタログギフト、そういったものをお渡しして、その中から老若男女、好きなものを選んでくださいというふうなものに変えさせていただきました。

ちょっとやりながら、少しずつ修正をしていきたいなというふうには考えていますが、一応30年度はこんなことで予算のほうを計上させていただきました。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 先ほどの説明は、ちょっと私にしてみると合点がいかないんですけども、昨日の全協と先ほどの説明で、9月15日現在、例えば満77歳、例えば9月16日だと77になってないわけですね。それを要するに精査するのは、年でやるのか、それとも年度でカウントするのか。例えば、16日に77歳だよといったときに、そのときはまだ77歳になってないので、それは次年度のカウントにするのか。

それと、第5条のところ、亡くなっちゃった人に、年で亡くなったのか、年度で亡くなったのか、その辺の考え方もあると思うんですよ。この目的として、結局長寿を祝いという敬老の意をあらわすんだから、亡くなっちゃった人にそういった祝金を支給するというのは、何と言って渡すんですか、そのときは、おめでとうございませうと渡すんですか、その辺が例えば支給対象者に請求されて、持っていくのか、もらいに行くのか、その辺わかりませんが、丸出しで現金を77歳だと5,000円ですけど、5,000円札をぽんと渡すわけじゃなくて、何かの袋に入れて渡すんだと思うんですよ。そのときにもらうほうの人も、世帯主とか町長が定める者に支給するというのもあるけれども、どういう形でその辺はやるのか、ちょっと具体的に説明してください。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

9月15日、敬老の日を基準ということになっておりますので、もし同じ同級生がいた場合には、15日以降お誕生日の方については来年度の対象ということになります。それなので、その基準をもって支給対象者のほうをこちらのほうは定めておりますので、年というんですか、その日が基準というふうになります。なので、同級生の中でももらえたり、もらえなかったりということで、中には支給日の間に誕生日を迎える方もいるんですが、来年度というふうな形で、ずっと途切れなくやっておりますので、漏れなく支給をするような形にはさせていただいていきます。

私が高齢者いきいき課、27年にこちらに来てから、亡くなった方に支給したということは今現在ないんですが、9月15日現在で抽出しまして、支給日が9月30日、この間に亡くなった方については、支給の対象にはならないと思うんですね。

先ほどの最初の説明で御説明したとおり、基準が9月15日になりますので、その後支給日が先ほどの同級生の捉え方と一緒に、支給までの間に亡くなった方については、もちろん支給の対象にはならないんですが、9月15日までは御存命であった場合には、そこまでは元気と言うと語弊があるかもしれないんですが、生きていらっしゃったわけなので、それについては敬意を示したいということで、お届けするようになると思います。

私が来てからは、そういう事例はないんですが、もしあった場合には、もちろん支給のときにはむき出しでお金をお渡しするようなことはございませんので、赤い封筒に入れたものできちんと御説明をしながらお届けをするつもりでおります。

以上です。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） そのときの袋の色、表現はどういうふうにするんですかというのが知りたいんですよ。例えば、亡くなっちゃった人にお祝金というふうに、仮にそういった表現をした場合に、相手に対して、一番若いのは77歳ですけど、今100歳時代というあれで77歳というのは若いほうですよ。若い部類なんですけど、そういう人が亡くなって、今私が仮に言ったお祝金というのは、ちょっと矛盾するかなと個人的には思うんですけども、その辺どうですか。何かいいフレーズがあるなら、そういう言葉を使えばいいんだらうと思うんですけど、ちょっとちぐはぐになっちゃうような気がするんで、その辺回答してくれますか。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明のほうをさせていただきます。

今後そういった方がいらっしゃった場合には、こちらのほうで対象者の方は承知しておりますし、もし亡くなった場合には、そちらのほうも確認しながら、今後どういった形で訪問なりしてお渡しするようになるかなというふうに思うんですが、渡し方については検討していきたいというふうに考えております。

通知のほうが出ていますので、多分うちの家族については、もらえる年齢だったんだなというふうなことを御家族の方は承知していらっしゃると思いますので、その旨をお伝えしながら、残念なことではあるんですが、町のほうから、今回こちらの事業について、支給のほうをさせていただきたいということで、御説明に上がるような形で、方法については検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 確認のためにちょっとお聞きしたいと思います。

第4条の支給時期でありますけれども、祝金は毎年度9月に支給する。ただし、特別の事情がある場合においては10月以降の時期に支給することができる。この特別の事情についてお聞きしたいと思います。

それから、第2点目が第4条の2項の前項の規定にかかわらず、支給対象年度の3月31日までに支給の手続がない者は、祝金の受給資格を喪失する。今までに支給対象年度、3月31日以内に受給手続がなかった人は実際にいたかどうか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 植原議員の御質問に御説明をさせていただきます。

特別な事情ということで、こちらの支給に関しましては、一応代理人ということで、印をいただいたものを持ってきていただければ、御本人じゃなくても支給ができるようになってございます。御本人が単身世帯で誰にも頼める方がいなかったり、入院中だったり、そういった場合には、こちらで受給日以降取りに見えない場合には、窓口でいつでも期日までにどうぞという御案内はしているんですが、それでも見えない場合には職員のほうが家庭訪問させていただ

いて、お届けしているような状況です。

それから、3月31日までに受給手続がない方というのは、今数字のほうはちょっと持ち合わせていないんですが、なるべく皆さんにお届けするよとということ、職員が手分けをして、家庭訪問して、支給のほうをさせていただいていますので、ほとんどの方に渡っているかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 本条例制定に当たっての説明、十分に理解をできたところであります。また、先ほどちょっと聞こうと思っていたところは、同僚議員から質問があったんですけども、その説明の中で、どうしても取りに見えない方につきまして、職員のほうで配るとい、お届けに上がるというお話がございました。

恐らくなんですけれども、ちょっと確認をしなかったんですけども、今回附則によって廃止される上里町敬老長寿祝金については、その条文がなかったのかなと思うところではありますが、何が申し上げたいかといいますと、この祝金の支給が今まで制度はいいんですが、支給の仕方に難があると、余り評判がよくなかったところがございまして、要するに取りに来てねということなのかなと思うんですね。

上里東地区の社会福祉協議会のひとり暮らしの高齢者との食事交流会が毎年開かれていまして、その中で多くの東小学校地区の同僚議員は、この間のときにかなりその件を出席のひとり暮らしの高齢者の方から言われました。私たちがもらいに行くときに、通知が来たからもらいに行くよと、足もないと、頼める方もいない。タクシーで行く。タクシーで行って、タクシーに待ってもらって、もらって帰っても、そのお金がほとんどタクシー代で消えてしまうよと、先ほどどうしても取りに来られない場合は、それを抽出して配られて、ほとんどに配られているというお話でしたが、今回はこの条例によって、現行の条例を廃止してこの条例を制定することによって、対象人数がぐっと絞られてくるのかなと思いますので、支給の方法についても御検討いただきたい。改善をしていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 納谷議員の御質問に御説明をさせていただきます。

支給の仕方については、私たちのほうのなかなか足がない方については、ちょっと厳しいと

いうふうなお声は届いておりました。課の中でも、どういった方法がいいのかというふうなことで、家庭訪問をするのに、今までの対象人数だとちょっと職員では対応し切れない。かといって、民生委員さんは以前敬老祝い品でお願いしていたときに過大な負担をかけてしまって、廃止というふうな運びにもなっている経緯があります。

では、口振はどうかというと、口座振替にも御本人に負担もかかってしまうということで、結果同じような支給方法をとらざるを得ないということで、いく予定にはなっているんですが、人数も絞られたということもございます。今後、どういった方法が町民の方が特に御高齢の方については、議員もおっしゃるように、足がなかつたりというのは、私ども窓口でもだいたいいろいろ聞かれる相談ではありますので、前向きに検討しながら、前向きに進めていきたいというふうには考えております。

それから、支給手続の場合、ひとり暮らしで遠くの病院に入院している方が今までもございました。その方については、口座振替をしたということも今までには経緯はございました。

それから、中には受け取り拒否という方もいらっしゃいますので、なかなか100%支給というふうな状況もないようです。

訂正なんですけど、今まで亡くなった方にもお渡しした例があるそうです。申しわけございません。相続人の方に一言沿えてお渡ししているということで、特に問題なくお渡しができたという今まで経緯があるようでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 4番飯塚でございます。

1つ確認をしておきたいと思います。

先ほど沓澤議員も触れたところなんですけど、100歳は表彰事業の折に記念品1万円、私も先ほどの発言には同感でございまして、他の市町村見ますと、要するに100万というのが だったかな、100歳になるとそれがいただけるという大変な喜びを要するにあらわしている世帯がありまして、これから我々が目標にするのは100歳というのが一つの目標になるわけですよ。これはニュース等もそういうふうにしらしてるところがあります。上里町の100歳というお年、要するに考え方を教えていただけますでしょうか。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 飯塚議員の御質問に御説明をさせていただきます。

100歳を迎えられる方、先ほどもお話ししたように、町長と4名の方、訪問させていただい

たんですが、4人の方皆さん介護施設に入所されているということで、なかなか御自分でお買い物に出かける方も多くないだろう。

もちろん100万円とか10万円とかいただければ、お孫さんだったり、お子さんだったりにお小遣いとして差し上げているというのも、見聞きはしておりますが、なるべく御自分で好きなものを選んでいただきたいというのが担当職員の思いもありまして、祝い状の進呈とあわせて、こちらのギフトの中からおじいちゃん、おばあちゃん、どれがいいみたいな形で選んでもらえるのであれば、こういったものもひとつやってみるのもどうだろうかということで、来年度一応検討したところです。

また、町長のほうも人生100年ということでおっしゃっていますので、またこちらの支給内容については、また今後ともこれですつといくということではなくて、やりながら修正して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員から100歳ということであります。

国のほうからも、安倍総理大臣から、100歳に対するお祝いの記念品、先ほど銀杯と言いましたね。そういったものがこの100歳の方に贈られるわけですが、私も昨年4名の方にいったら、ほとんど介護施設で意識もはっきりしない方もいらっしゃいました。実際、私が行っても誰だかわからないという、私が町長ですよと言ってもちょっとわからない。

今回の趣旨につきましては、目指すのは健康長寿ということで、見直ししたわけですが、新しい条例を新規設定したわけなので、多少の修正は今後検討させていただいて、本来のあるべき目標に向けて進めたいと思いますので、是非御理解いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 今、この問題について、多くの議員から問題提起がされていると思うんです。そういうことで、今高齢化社会ということで皆さんが注目していると。

私は一つ去年の支給日に、私の近所の人が来たんですけど、ふだんジャージとか、そういう支度つきりしてない人が当日私みたいに、本当にしばらく着てない背広を着て、すごい喜んで、役場へ来ていたのを見たんですよ。金額というより、そういうことを町がお祝いしてくれる

ということについて、非常に喜んでいたということでもあります。

それで、課長に聞きたいんですけど、通知日、9月に支給するということなので、通知を出すのが余り早いと忘れちゃうということなので、通知日については、なるべく高齢者なので、その辺が意識として残っているぐらいのときに、通知が届くようお願いしたいなと思うんですよね。

もう一つは支給のお金はどういうふうに渡しているんだか見てないんですけれども、1人ずつ渡しているんですかね。そうすると、支度をして、すごい喜んで来た人がまた感激があって、もっと長生きしようということにもつながると思いますので、その辺のところのお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 高橋議員の御質問に御説明をさせていただきます。

通知文につきましては、議員がおっしゃるとおり、なるべく余り早過ぎても困りますし、直前過ぎても困ると思いますので、そちらの日程については、また課のほうで調整しながら、参考にさせていただきたいと思います。

支給の方法は、役場のロビーのところで年齢別に区切らせていただいて、そちらのほうで職員が一人一人入っていただいて、直接手渡しでお渡しするという方法をとらせていただいています。大変狭いところなので、たくさん人数が増えてしまうと、立って待っていたりとか、そういったこともあって、大変御不便はかけてはいるんですが、毎年、毎年ちよつとずつ工夫しながら、支給の方法を変えてやっておりますので、御意見として承っておきます。

ありがとうございました。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第6号 上里町敬老祝金支給に関する条例について、いろいろ悩みましたけれども、反対したいなと思って討論に立ちました。

上里町敬老祝金支給に関する条例は、従来の上里町敬老長寿祝金支給に関する条例を廃止するという、それにかわる条例として提案されるわけでありましてけれども、内容的には従来の6区分から3区分に絞って、77歳、88歳、99歳の節目支給にするということでもあります。ですか

ら、以前の80歳と85歳がなくなり、100歳については別な形でのお祝いに切りかえていくという内容であります。

平成18年度までは77歳以上は毎年5,000円、80歳以上は7,000円、85歳以上は1万円の支給がありました。これが現在の内容に切りかわり、そしてその間には敬老会も廃止をされ、そのかわりに敬老記念品を支給していましたが、それも廃止をされました。

一方で、高齢者の負担は毎年、毎年増え続けて、医療費も上がり、介護保険料が新たに創設され、そして定率減税の半減から今年は全廃、そしてそれに伴って住民税が増税されたり、高齢者控除の廃止も行われています。介護保険で言えば、利用料についても、所得に応じて従来は1割の負担で済んだのが3割まで負担も増えてきています。

一方で、年金の支給は減らされて、生活は苦しくなるばかり、また今年10月には消費税も10%上げられようとしています。本当に生活が苦しくなる中で、少子高齢化で少子化に対しては子育て支援策が手厚くなる一方で、お年寄りには本当に厳しい現状があります。

何とかお年寄りにも何かやってもらえないかとよく言われます。そして、誕生日がずれて、支給がずれた人などからは、来年ですよと、それをすごく楽しみにしている人も私はそういう人たちの顔を思い浮かべると、持続可能な制度にするためという説明でありましたけれども、ピークを迎える2025年であっても支給額は13.8%増、これでいきますと2倍増になったって1,500万円までいかないんですね。それが上里町の財政を脅かすほどの金額なのかどうか、そのことを思ったときに、私はもっと手厚く支給してもいいんじゃないかなと思います。

ですので、反対したいと思います。

○議長（新井 實君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第6号 上里町敬老祝金支給に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 町長提出議案第7号 上里町町道路線の廃止について

◎日程第14 町長提出議案第8号 上里町町道路線の認定について

○議長（新井 實君） 日程第13、町長提出議案第7号 上里町町道路線の廃止についての件、

日程第14、町長提出議案第8号 上里町町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第7号から議案第8号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 初めに、御提案申し上げました議案第7号 上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

始点、終点の変更があること及び開発行為による帰属等により、別冊のとおり路線の廃止をいたしたく本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

上里町町道路線の廃止につきましては、お手元に配付いたしました廃止路線調書のとおり7路線でございます。

町道4004号線及び4226号線については、県道児玉新町線の整備により始点及び終点の変更が行われたため、路線廃止及び再認定を行います。

町道6222号線については、未供用路線であり、昭和61年12月12日の認定日から一度も供用が開始されておらず、現在道路形状もないため、廃止いたします。

町道7026号線及び町道7354号線については、土地の交換により始点及び終点の変更が行われたため、路線廃止及び再認定を行います。

町道7078号線及び町道7079号線については、開発行為における帰属により、始点及び終点の変更が行われるため、路線廃止及び再認定を行います。

以上で、上里町町道路線の廃止についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 上里町町道路線の認定について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、道路用地の寄附採納及び始点、終点の変更による再認定等により、別冊のとおり路線の認定をいたしたく本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

上里町町道路線の認定につきましては、お手元に配付いたしました認定路線調書のとおり7路線でございます。

町道3338号線、町道4242号線及び町道5826号線については、位置指定道路の寄附によるものでございます。

町道4241号線については、県道児玉新町線の整備により始点及び終点の変更が行われたため、再認定となります。

町道5825号線については、現地調査を行った結果、幅員4.5メートル、延長22.3メートルの道路形状があるため、認定いたします。

町道7393号線については、土地の交換により始点及び終点の変更が行われたため、再認定を行います。

町道7394号線については、開発行爲における帰属により、始点及び終点の変更が行われたため、再認定を行います。

以上で、上里町町道路線の認定についての提案説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 議案第7号 上里町町道路線の廃止について、1件だけ確認なんですけれども、先ほどまた昨日の全協の説明でも、町道6222号線、道路形状がないということと供用開始されたこともないということだったんですが、これは道路路線を廃止した後の取り扱いというのはどのような形になるのでしょうか。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 納谷議員の御質問に御説明いたします。

町道6222号線の廃止後の取り扱いについてでございますが、現在のところ明確な土地利用について、明確な活用方法についてはまだ検討中でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第7号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第8号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 町長提出議案第9号 財産の取得について

○議長（新井 實君） 日程第15、町長提出議案第9号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 江原洋一君発言]

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第9号 財産の取得について提案説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

初めに提案理由でございます。

児玉都市計画緑地1号上里町烏川・神流川総合運動公園整備事業に係るゴルフ場用地を取得いたしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

上里ゴルフ場は、平成21年4月にそれまでのゴルフ場施設管理者であった埼玉県企業局から上里町に施設が譲渡されたことを受けて、町は施設を管理してまいりました。

都市計画決定された都市公園であり、権原の取得が原則であること及び借地継続による財政負担を踏まえ用地取得するものであり、公営ゴルフ場として住民の憩いの場、地域活性化につながる施設として適切に維持管理していくものでございます。

内容といたしまして、取得しようとする財産につきましては、上里町大字黛字下河原甲650番1外37筆の土地でございます。地籍につきましては、1万2,048.47平方メートルでございます。

す。取得財産の価格は1,084万3,623円でございます。契約件数は6件、契約人数は6人でございます。

土地の詳細につきましては、お手元に配付いたしました別記一覧表のとおりとなっております。

以上をもちまして、財産の取得についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第9号 財産の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第16 町長提出議案第10号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（新井 實君） 日程第16、町長提出議案第10号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第10号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成30年度上里町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,629万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億7,879万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第2条は、繰越明許費の追加について、「第2表 繰越明許費補正」によると規定するものでございます。

第3条は、地方債の追加及び変更について、「第3表 地方債補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1町税は613万5,000円の減額補正となり、町たばこ税の減額となっております。

款14国庫支出金は9,319万3,000円の減額補正となり、主な内容は、障害者自立支援給付費負担金、保険基盤安定負担金、私立幼稚園就園奨励費補助金などの減額や児童手当交付金、がん検診推進事業強化事業補助金、社会資本整備総合交付金などの減額となっております。

款15県支出金は725万円の増額補正となり、主な内容は、障害者自立支援給付費負担金、保険基盤安定負担金国保分、みどりいっぱい園庭・校庭促進事業補助金などの増額や児童手当負担金、保険基盤安定負担金後期高齢者医療分、新規就農総合支援事業費補助金などの減額となっております。

款16財産収入は1万9,000円の増額補正となり、教育施設整備基金利子の増額やいきいき福祉基金利子の減額となっております。

款17寄附金は50万円の増額補正となり、一般寄附金の増額となっております。

款18繰入金は2億8,673万円の増額補正となり、いきいき福祉基金繰入金、国民健康保険特別会計繰入金の増額となっております。

款19繰越金は1億3,042万4,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款20諸収入は330万2,000円の減額補正となり、主な内容は、消防水利移設補償料の増額や消防団員退職報償金、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などの減額となっております。

款21町債は4億6,400万円の減額補正となり、主な内容は中央・長幡保育園改築事業債、公

立保育所整備事業債、小学校管理運営事業債などの増額や道路新設改良事業債、児玉工業団地アクセス道路事業債、橋りょう維持事業債などの減額となっております。

歳入合計は現計予算に対して7億8,629万3,000円を追加し、104億7,879万2,000円とするものでございます。

続きまして、3ページから4ページまでが歳出でございます。

款1議会費から款9教育費まで、各項目の主な共通点といたしまして、職員配置等を勘案した給与費の減額補正がございます。

初めに款1議会費は718万2,000円の減額補正となり、職員給与費や議員報酬などの減額となっております。

款2総務費は2億4,068万6,000円の増額補正となり、主な内容は、財政調整基金積立金、庁用器具購入費、総合文化センター修繕料などの増額やコミュニティ助成事業助成金、住基ネット機器等備品購入費、職員給与費などの減額となっております。

款3民生費は5億5,361万7,000円の増額補正となり、主な内容は、障害福祉サービス費、国民健康保険特別会計繰出金、上里町保育所新築工事費などの増額や児童手当、臨時職員賃金、介護保険特別会計繰出金などの減額となっております。

款4衛生費は373万9,000円の減額補正となり、県外小児後方支援病院負担金、不妊治療費助成事業補助金、保健センター施設修繕料の増額や印刷製本費、職員給与費の減額となっております。

款5農林水産業費は678万9,000円の減額補正となり、主な内容は中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金の増額や環境保全型農業直接支援対策補助金、新規就農総合支援事業費補助金、農業集落排水事業特別会計繰出金などの減額となっております。

款6商工費は357万2,000円の減額補正となり、指定企業施設奨励金、職員給与費の減額となっております。

款7土木費は1億5,828万9,000円の減額補正となり、主な内容は、道路補修工事費、物件補償金、公共下水道事業補助金などの減額となっております。

款8消防費は86万4,000円の減額補正となり、消防団員退職報償金の減額となっております。

款9教育費は1億7,886万1,000円の増額補正となり、主な内容は、教育施設整備基金積立金、工事請負費、就学援助費などの増額や私立幼稚園就園奨励費補助金、外構整備工事費、職員給与費などの減額となっております。

次に、4ページをごらんください。

款10公債費は645万5,000円の減額補正となり、長期債元金及び長期債利子の減額となっております。

款11諸支出金は1万9,000円の増額補正となり、各種基金利子の増額及び減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して7億8,629万3,000円を追加し、104億7,879万2,000円とするものでございます。

次に、5ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正につきましては、民生費の公立保育所整備事業5億4,792万4,000円、農林水産業費の農業振興事業3億5,834万円、土木費の橋りょう維持事業750万円、道路新設改良事業166万9,000円、公園管理事業480万円、住宅管理事業226万8,000円、教育費の小学校管理運営事業186万2,000円、中学校管理運営事業65万5,000円を繰越明許費補正として追加するものでございます。

次に、6ページをごらんください。

第3表地方債補正につきましては、追加するものといたしまして、中央・長幡保育園改築事業2,790万円は、公立保育所整備に係る設計業務や土地購入費が起債対象事業となったことに伴い追加するものでございます。

公立保育所整備事業4億9,300万円は、公立保育所の本体工事費や施工監理委託料の財源として追加するものでございます。

小学校管理運営事業790万円、中学校管理運営事業460万円については、神保原小学校、賀美小学校、北中学校の改修工事に係る設計業務が起債対象事業となったことにより、追加するものでございます。

次に、変更するものといたしましては、それぞれ事業費の減額に伴いまして、道路維持補修事業1,060万円を720万円に減額、児玉工業団地アクセス道路事業8,840万円を2,420万円に減額、藤木戸勝場線歩道整備事業600万円を530万円に減額、橋りょう維持事業300万円を190万円に減額するものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

後ほど総合政策課長にお手元の一般会計補正予算資料で御説明をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 塚越敬介君補足説明〕

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 50 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

幾つかなんですけれども、補正予算の説明資料のほうで、4ページ、国庫支出金、社会資本整備総合交付金のほうが減額となっているわけでございます。

この件に関しましては、当初予算で1億3,526万5,000円を道路分ということで計上されておりました。また、これに関連して、ちょっとページが違うところにいきますけれども、児玉工業団地アクセス道路事業債ということで8,840万円、トータルでこれが2億2,366万5,000円だと思います。また、当初予算の中で土地購入費や物件補償金、また物件補償調査業務委託、土地の評価、それから測量設計等、合わせまして2億1,844万円の計上をされていたのかなと思うんですね。12月補正の中で、物件補償金のほうを4,966万4,000円を補正減をしまして、その分が道路築造工事費に回ったという形の上、全額繰越明許になったと記憶をしております。

そして、今回この補正なわけなんですけれども、そうしますと社会資本整備交付金のほうが補正減をした残りが4,275万円、また児玉工業団地アクセス道路事業債が2,420万円ということになりますが、この原因が当初予定していた物件補償のほうで延期だったのですか、ちょっと表現が違ったかもしれませんが、そのようなお話でありました。

トータルいたしますと、今年度、31年度では例えば土地が購入できたのか、物件補償が一部でもあったのか、また調査委託等は行われているのかということと、こちらの延期になった理由がわかれば教えていただきたいというのが1点であります。

続きまして、同じく5ページになりますが、県支出金の多面的機能支払交付金、これは支出にも影響してくるわけなんですけれども、農転とかによって対象の農地面積が減ったということでございます。以前から多面的機能支払交付金に関しましては、圃場整備の中で水路のしゅんせつだとか、非常に使い勝手のいい交付金だという説明は受けていたところではありますが、対象面積が減になったというのは、町全体なのか、それともこの交付金を使ってしゅんせつ等を行っている交付していた地区の面積が減ったという認識でよろしいのか、教えていただきたいと思っております。

続きまして、8ページになります。

款20諸収入のところ、自治総合コミュニティ助成事業助成金が250万円減ということで、これになっていつも減なわけでありますけれども、当初予算の説明のときには2地区に対して、見込みがあるよということでした。これが1地区になってしまったのが採択されなかった何か理由があるのかどうかということと、現時点でこちらの助成金を希望している地区、行政区がどのくらいあるのかを教えてくださいたいと思います。

続きまして、出の民生費のほうで款3民生費、項2児童福祉費の中で、上里町保育所新築工事費ということで5億3,288万7,000円の計上でございます。こちらは昨日の全協の中でも御説明がありましたけれども、また設計図書等の一部もいただいたわけでございます。

この金額の中には、管理費と工事費ということだったかなと思うんですけども、工事費というのが本体工事、また外構工事、さらに遊具等々の購入費なども含まれているのかどうか、教えてくださいたいと思います。

以上です。お願いいたします。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の総務課に関する質問に対しまして説明させていただきます。

8ページに、一番上でございます一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金でございます。

こちらは当初予算で500万円を計上しておりまして、議員おっしゃったように2件を予定していたんですけども、それが1件の250万円に減額となったものでございます。こちらは宝くじの助成金ということで、10分の10の補助事業となっております。各地域のコミュニティ事業に充てる助成金となっております。支出のほうですと10ページの下から4行目ぐらいですか、コミュニティ助成事業助成金ということで、同額の250万円が減額となっております。

内容といたしますと、本年度、30年度におきましては、五明の夏祭り用品、テントですとか机とか、そういったものを要望いたしました。あともう一区が本郷の獅子舞の獅子頭、こちらだったんですけども、今年度採択となったのが五明の夏祭り用品1件でございました。

例年2件採択の可能性があるのですが、2件計上しまして、要望を上げているところなんですけれども、これは全体的なほかとのバランス等がございまして、上里町は1件ですよということで採択の結果がまいりました。また、本郷に関しましては31年度も同様に要望を上げていく予定でございます。もう一件ほかに要望がございまして、31年度も2件要望を上げる予定とし

てございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） まち整備課長。

〔まち整備課長 富田吉慶君発言〕

○まち整備課長（富田吉慶君） 納谷議員のまち整備課に対する御質問に対し御説明いたします。

児玉工業団地アクセス道路事業についての進捗状況なんですけれども、業務委託料については、土地評価業務委託料のほうで今年度執行がしてございます。土地買収費、財産購入費のほうなんですけれども、今回2件の方から買収を行っておりまして、土地買収に関する面積としては933平米を買収しております。補償費含めると4件の買収を行っております。用地買収も、平成29年度末は46%だったんですけれども、平成30年度末は60%となっております。

大型補償物件が延期になった理由なんですけれども、平成29年度から交渉を進めておりまして、平成30年度の6月には契約する運びであったんですけれども、相手方との交渉の折り合いがつかず、ちょっと延期になっているということでございます。相手方のほうなんですけれども、事業に対して反対というわけではございませんので、また引き続き粘り強く、丁寧に説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 納谷議員の子育て共生課に関します御質問に対しまして御説明申し上げます。公立保育所整備事業といたしまして、工事請負費5億3,288万7,000円を計上しました内訳について御説明いたします。

内訳としますと、建物に関する本体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事についての総額となっております。

以上です。

○議長（新井 實君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 及川慶一君発言〕

○産業振興課長（及川慶一君） 納谷議員の産業振興課に対する御質問に御説明させていただきます。

内容につきましては、多面的機能支払交付金の区域面積が変更になったかどうかといったような御質問かと思えます。

議員も御存じのとおり、この交付金につきましては、農用地、また水路、農道等の地域資源

の基礎的な保全管理活動、また地域資源の適切な保全管理のためのその推進活動を行っている団体に対する交付金でございます。

上里町におきましては4団体ございまして、その4団体の区域面積の中から農地転用、または一部砂利採取などを行われるときの一時転用された区域面積も除かれるというようなことから、金額については減少しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に、コミュニティ助成事業の助成金の関係でお答えしたところでございますけれども、ちょっと説明が足りませんでしたので、追加させていただきます。

全体で今どのくらい要望が出ているかというところで、現時点で6カ所の要望が出ているようでございます。優先順位を決めまして、順番に申請を上げているところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 2点ばかりちょっと御質問というか、聞き漏らしなので、確認したいんですけれども、まず1点目が3ページの公立保育所整備事業のところ、今工事費のほうの内訳が説明あったんですけれども、昨日全協で聞いていたこれに関する土地の購入、231平米の件は、この5億3,288万7,000円には入っていないという理解でよろしいかという確認と。

それと、5ページの教育委員会事務局運営事業の中の小学校管理運営事業186万2,000円計上されていますけれども、これもちょっと聞き漏らしみたいな感じなんですけど、プール関係、昨年ですか、ブロック塀の倒壊に伴う大変な事故があったのは認識しているんですが、それに伴うブロック塀の改修とか、そのほか多分小学校だから全部で5校あるから、5校分のトータル、井と言っちゃおかしいけど、合計が186万2,000円だというふうに認識しているんですけれども、その辺もう少しこれも聞き漏らしなんですけれども、もうちょっと具体的にもう一度説明お願いしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

先ほどの公立保育所整備事業工事請負費の中に、土地購入費が含まれているのかということだったかと思いますが、土地購入費につきましては、9月補正予算で別計上を既にさせていただいておまして、12月に所有者等の間において契約も完了し、お支払いも今年、31年1月になりまして、お支払いをしている状況でございますので、ここにおいては、新たに建築する工事費のみの計上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

小学校管理運営事業の186万2,000円につきましては、小学校5校のプール周囲のブロック塀の改修費用ということで計上させていただきました。

内容につきましては、現地確認の上、高さの高いブロック塀がございまして、その影響によりまして、その塀にシャワー、それから水道を取りつけている箇所がございまして、そういったものの改修、それから高さを抑えた結果、外部からプールの中が見えてしまうような箇所につきましては、可能な限り目隠しができるようなことを改修として組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 先ほど保育園の工事のほうはわかりました。建築本体、それから電気設備、機械設備、外構工事ということでありました。

そうなりますと、これは設計が行われて、積算をされて計上されたんだと思うんですけども、本年度、また昨年度等にわたって、民間2園が新築、1件が改築ということで、歳出したわけですが、その補助率から勘案すると、大体その建築にかかった工事費がわかると思うんですが、そうすると、比較すると、今回町のこの公立の保育園の建設単価が非常にというか、ちょっと高いんじゃないのかなと思われるんですが、その辺についてを1点伺います。

先ほど大変失礼してしまったんですけども、産業振興課のところちょっと聞き漏らしてしまったことがございました。

指定企業施設奨励金の中で、今回減額補正されたのが償却資産の見積もりの減だということだったかなと思うんですけども、それはそれではいいのかなと思うんですが、これは当初で2,404万7,000円、9月で937万円の増額補正をされた上でまた今回減額ということで、この9

月のときに増額補正した見積もりが今回償却資産の減ということで差異が出てきたのかどうか、増額の上での3月の減額ということでちょっと気になったので、その辺をお尋ねいたします。

○議長（新井 實君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 及川慶一君発言〕

○産業振興課長（及川慶一君） 納谷議員の産業振興課に対する御質問に説明させていただきます。

議員おっしゃられるとおり、12月議会におきまして、補正予算で増額補正を指定企業施設奨励金につきまして行ったところでございます。その際の理由といたしますと、町内の大御堂地内に工場新設ということで、その分を単純に上乘せで補正をさせていただいたのが12月の状況でございます。

今回補正減になりますが、当初見込んでおった企業の分につきまして、償却資産分が若干多目に組んでしまったようございまして、その分に関する減ということで御理解いただければと思います。

○議長（新井 實君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 納谷議員の御質問について御説明させていただきます。

今年度、新築、改築等を行っている民間保育所の建築費に比べて、今回の計上いたしました工事費のほうが少し高いのではないかという御指摘だと思いますが、町の設計におきましては、議員御承知のように、県単価等の標準な金額を用いて計算をさせていただきまして、積み上げをしたものとして、今回の計上金額となっております。

民間の算出します金額につきましては、当然基礎ベースは同じかとは思いますが、その後民間さんの契約等の中で、最終的な金額になっているかというふうに思いますので、その基準の制約が民間さんにはない部分と、公的な場所においては、その基準にのっとった計上をしななければいけないというところで、現段階では公立の工事費のほうが若干高いような形になっているのかということで今は考えております。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 先ほどちょっと説明のところを聞き逃してしまいましたので、確認の意味なんですけれども、総務課の管財契約係のところの備品購入費、庁用器具購入費の10万9,000円、これは授乳室の関係だというような話を聞きました。現在のところすごく殺風景なので、それを補う形で備品購入するのかなというふうに思っておりますけれども、その内容に

ついてちょっとお聞きしたいと思います。

それで、2点目が税務課のところの町税、町たばこ税の減収見込みということで613万5,000円ということで減額補正が出ておりますけれども、たばこ税が上がりますと、自動的にといたしますか、たばこの税率の算定基準額も上がってくるかと思えます。それにもかかわらず、健康志向等によって、売り上げ本数が少なくなったということでもありますけれども、できましたらたばこの本数がどのくらい少なくなったのか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

それから、3点目が町民福祉課のところの戸籍住民基本台帳事業の備品購入費、住基ネット機器等215万6,000円の減額補正ということでもありますけれども、これは内容についてちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

それから、最後が上里中学校の外構整備事業のところの工事請負費、外構整備工事で2,165万円の減額、これは入札落ち分ということで説明があったかと思えますが、ちょっと額が大きいので、内容、幾らかわかりましたら説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 植原議員の質問に説明させていただきます。

総務課で庁舎管理事業ということで、10ページの目6財産管理費の中、そちらで庁用器具購入費ということで10万9,000円を計上させていただいております。こちらはお話のとおり、授乳室の備品となっております。

こちらの内訳といたしましては、おむつがえ用のベッド、それからお母さんが授乳される際の椅子ということで、現時点では本当に備品がそろってない状況ですけれども、そこを充実させるというものでございます。また、非常に殺風景であるというお話でございまして、こちらについても、あわせて楽しく赤ちゃんとかが喜んでもらえるような施設に徐々に改善していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 須長正実君発言〕

○税務課長（須長正実君） 植原議員の質問に対しまして御説明申し上げます。

たばこ税の関係ですけれども、今年度につきましては地方税法が改正されまして、町税条例のほうも9月議会で改正したところでございます。この中で、平成30年10月から、紙巻きたばこの税率が引き上げられたわけでございますけれども、このことによりまして、明らかに販売本数に変動がございました。

月ごとに販売本数があるんですけども、3月販売分から見ていきますと、今年度は約30万本ほど4月から減少してございます。9月販売分につきましては、税率改正の前の月ですけども、こちらにつきましては102万7,621本の昨年との差異がございまして。翌月、10月販売分につきましては、逆に124万7,644本の減少ということで、明らかに税率が上がる前に買い置きしたものが翌月の販売本数に影響しているということで減少が見られます。そのほか毎月減少しておりますので、これは明らかに健康志向の高まりによる喫煙を控えるという消費者のお考えなのかなというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 谷木絹代君発言〕

○町民福祉課長（谷木絹代君） 植原議員の御質問に御説明させていただきます。

住基ネットの関係でございまして、今まではリース契約でさせていただいたものでございまして、平成30年度はそれを備品購入費として予算のほうを計上させていただいたところでございます。国より住基ネットについて、更改に当たりまして、仕様が示されたのが8月でございました。その仕様の確定により、今回減額での補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋 淳君発言〕

○学校教育課長（高橋 淳君） 植原議員の御質問に対しまして説明申し上げます。

外構整備工事2,165万円の減額の件でございまして、この当初の予算の算定に当たりましては、平成26、27年度に起こしました外構整備全体での概略設計に基づきまして、予算のほうを計上させていただきました。

実際に今年度、平成30年度の工事発注に当たりまして詳細設計を組みまして、そこでまず一つ差額が生じてございます。その設計から、今度は入札ということでございまして、またその入札落ち分が生じてきてございますので、その2つの合計ということで減額をさせていただいたところでございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 平成30年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 町長提出議案第11号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（新井 實君） 日程第17、町長提出議案第11号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第11号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,461万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,581万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1国民健康保険税は30万1,000円の減額補正となり、退職被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分について、調定額と年度末の収納見込みから減額するものでございます。

款4県支出金は548万4,000円の減額補正となり、主な内容は特別交付金の確定により、減額するものでございます。

款6繰入金は2,691万1,000円の減額補正となり、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金の増額や職員給与費等繰入金の減額となっております。

款7繰越金は2億2,348万7,000円の減額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は現計予算に対して2億4,461万3,000円を追加し、35億1,581万9,000円とするもの

でございます。

次に、歳出ですが、款1総務費は511万円の減額補正となり、職員給与費の減額によるものでございます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金については11万4,000円の増額補正となり、前年度の国庫支出金である特別調整交付金の返還金を増額補正するものでございます。

項2繰出金は2億4,960万9,000円の増額補正となり、前年度繰越金について、広域化に伴い精算調整し、一般会計への繰出金を増額補正するものでございます。

なお、款5保健事業費につきましては、予算額に異動はありませんが、歳入の特定財源等の補正に伴う財源補正がでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し2億4,461万3,000円を追加し、35億1,581万9,000円とするものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点お聞きしたいんですけれども、他会計繰入金が2,691万1,000円増えて、最終的には2億8,574万5,000円ということであります。

一方で、繰越金が前年度は2億8,700万円ほどあって、そしてそういう事情があるから、一般会計に繰り出す、いわゆる残った部分を今度は一般会計に戻していくという形になっていくと思うんですけれども、そうしますと平成30年度はその他一般会計からの繰り出しというのは、調整していくと幾ら国保の中に入っていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

まず、歳入と歳出の関係なんですけれども、平成23年度以前のやり方に戻ったという言い方をさせていただきたいんですが、歳出で一般会計に繰り出す額、それは単純に29年度の精算ということで御確認いただければと思います。そして、歳入で入れるのは現年分の国保で足りない分という形でございます。

それと、では一体その額は幾らになるのかというところですが、今回12月、3月等で繰越金

を活用して財源のほうを調整していたところですが、その辺を調整させてもらいまして、今回それと国保の今回の特定財源等の調整もいたしまして、約3,000万円入れさせていただきました。30年度の見込額については8,898万1,000円、これがその他一般会計繰入となります。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番納谷です。

ちょっとだけ御説明いただきたいんですけども、先ほど特定財源のほうと一般財源で財源補正があったということで、これは説明書を見ますと、保健衛生普及費のところと続く特定健康診査事業費のところなんですけど、財源補正があったということは、特定財源を見込んでいたけれども、それがなかったという意味合いでよろしいのか、これは何が減になった理由があれば教えていただきたいなと思います。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） こちらの財源の充当につきましては、県支出金の保険者努力支援分、こちらを財源充当させていただいております。このたび373万7,000円減額補正しておりますので、これにつきましては、保健衛生事業等々で充当しておりますが、その分を案分しまして、減額させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 先ほどのところで理解力が足りなくて申しわけなかったんですが、県支出金の保険者努力支援分が減ということだったんですが、この減の要因ですか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（新井 實君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 大変失礼しました。

努力支援分の減ということで、このたびこれは全国で国が上里町の保険者努力のポイント数を確認して、ある予算の中でそれを案分して交付されるという仕組みでございます。

このたび国のほうが当初1,000億円を予算として見ていたんですが、保険者努力支援分でい

ただける分、これについて800億円程度とし、200億円分を特別調整交付金でいただけるということになっておりまして、この減額分は今回特別調整交付金がその他の条件もありますので、額的には今回補正には申し上げておりませんが、その分は要するに具体的には373万7,000円について、特別調整交付金に上乗せされて交付されるという形でございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第11号 平成30年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第18 町長提出議案第12号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（新井 實君） 日程第18、町長提出議案第12号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第12号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,259万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,542万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款2国庫支出金は627万6,000円の減額補正となり、主な内容は、介護給付費国庫負担金等の額の確定及び介護給付費の減によるものでございます。

款3支払基金交付金は2,969万円の減額補正となり、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金の額が確定したことに伴うものでございます。

款4県支出金は743万7,000円の減額補正となり、主な内容は介護給付費県負担金の確定及び包括的支援事業・任意事業に係る職員給与費の減額となっております。

款5繰入金は991万7,000円の減額補正となり、主な内容は、介護給付費の減による介護給付費繰入金及び職員給与費、その他一般会計繰入金の減額となっております。

款6繰越金は6,591万7,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して1,259万7,000円を追加し、18億4,542万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は27万1,000円の増額補正となり、介護認定審査事業における主治医意見書作成手数料の増額となっております。

款2保険給付費は5,423万9,000円の減額補正となり、地域密着型介護サービス給付費等の給付見込みによる減額となっております。

款3基金積立金は7,146万5,000円の増額補正となり、準備基金積立金の増額となっております。

款4地域支援事業費は490万円の減額補正となり、包括的支援事業・任意事業に係る職員給与費の減額となっております。

また、款1総務費に関しては、介護保険事業費補助金の交付額の確定、款4地域支援事業費に関しては、保険者機能強化推進交付額の確定に伴い、財源補正を行うものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し1,259万7,000円を追加し、18億4,542万7,000円とするものでございます。

以上、平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） こちらのほうの6ページでお尋ねしたいと思います。

保険給付費、介護サービス等諸費の地域密着型介護サービス給付費が5,606万7,000円ほどの減額になっています。

当初予定していたところからこれだけ違ったことの内容、お一人当たりの方の受けるサービス量が減っているのかどうか、予定よりも認定者が少なかったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それと、7ページの基金積立金でありますけれども、7期の第1年目ということで、一定の繰り越しが出なければ、3年間をやっていけないということになるわけでありまして、この7,146万5,000円の積み立てができるということは、想定的には3年間が安泰に回っていくという内容になっているのでしょうか。29年度の基金残高も一定あるわけでありまして、その辺の見通し的にはどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

地域密着型サービスが減になった要因ということの御質問だったかと思えます。

地域密着型通所介護事業所というものが町の指定で運営をされていますが、30年度に入りましてから1事業所が定員を増して、通常型の通所型に移行したということと、それから6事業所ある認知症対応型の共同生活介護にも空きがあった等の理由により、見込みが給付のほう伸びていないという現状があります。

7期の計画を始めるのに当たりまして、地域密着型のサービスをできれば町のほうでは伸ばしていこうということで、比較的伸ばした計画で予算のほうを組ませていただいていたため、こういった事情もあり、給付の減につながっております。

認定者数に関しましては、地域密着型のサービスを使う方は在宅の方になるんですが、そちらの方が若干昨年度と同じ時期と比べると10人ぐらい増えているような状況がございますが、大きな差はございません。

それから、基金についてなんですが、議員もおっしゃったとおり、3カ年の介護給付の保険料を決めたわけなんですが、そこにこの3カ年の余剰金を積み込んで保険料を抑えたという現状がございます。

今回、この金額を積み立てることで、今年度末で1億3,218万2,000円ばかりの積立金となります。これだけ積み立てられるということはどうなのかというふうな御質問だったかと思うんですが、3カ年の計画期間ごとに、その計画を通じて同一の保険料を介護サービス見込み量に

あって設定とする中長期的なものを財政運営方式ということでやっておりますので、初年度は一定以上の余剰金を基金のほうに積み立てて、今後來年度、再来年度の給付に充てるといことなので、見込みとすれば、いい金額が残せたのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号 平成30年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第13号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（新井 實君） 日程第19、町長提出議案第13号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第13号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,170万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款4繰入金は377万9,000円の減額補正となり、確定により保険基盤安定負担金の繰入金の減額、埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金の減額及び前年度繰越金の繰り入れに伴う事務費繰入金の減額などに伴い減額するものでございます。

款5繰越金は117万5,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款6諸収入につきましては87万4,000円の増額補正となり、健康診査事業委託料の増に伴い、県及び広域連合から基準額により交付されるものでございます。

歳入合計は現計予算に対して173万円を減額し、2億7,170万4,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款1総務費は125万4,000円の増額補正となり、健康診査事業委託料について、集団検診の受診者が増となったことによるものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は298万4,000円の減額補正となり、県及び広域連合への負担金のうち、確定により保険基盤安定負担金の繰入金の減額、埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金の減額などによるものでございます。歳出合計も歳入同様、現計予算に対し173万円を減額し、2億7,170万4,000円とするものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 平成30年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 町長提出議案第14号 平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（新井 實君） 日程第20、町長提出議案第14号 平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第14号 平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によると規定するものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金に分担金及び繰越金を充当し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入予算補正でございます。

款1 分担金及び負担金は50万円増額し75万円とするもので、項1 分担金を増額するものでございます。

款3 繰入金は155万3,000円減額し924万2,000円とするもので、項1 他会計繰入金を減額するものでございます。

款4 繰越金は105万3,000円増額し115万3,000円とするもので、項1 繰越金を増額するものでございます。

歳入合計に異動はありませんので、補正後の額につきましても補正前と同様1,364万6,000円とするものでございます。

以上、上里町農業集落排水事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 金額的には変わらないわけでありませけれども、分担金及び負担金のところでお尋ねします。

今までこの会計が始まって以来、2件の加入ということで、この加入を受けて、接続率というのは、総勢何件の加入で接続率がどの程度になったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 沓澤議員の御質問に説明申し上げます。

現在、分担金の納入をしていただいている件数というのがこの件数を入れることによりまして83件になります。そのうち実際今現在で63件の接続されている方、使用されている方ですと63件いらっしゃいまして、そのうち3件増えるということです。ですので、66件割る83件ということで79.5%の接続率となります。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 平成30年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第21 町長提出議案第15号 平成30年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（新井 實君） 日程第21、町長提出議案第15号 平成30年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第15号 平成30年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページをごらんください。

第1条、平成30年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成30年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の収益的支出の補正につきましては、給与費や路面復旧費に不用額が発生したことにより補正を行うものでございます。

支出予算につきまして、第1款事業費を既決予定額に対しまして673万1,000円減額し、5億775万7,000円とするもので、第1項営業費用を減額する補正でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,440万7,000円を3億2,295万円に、当年度分消費税資本的収支調整額528万3,000円を479万7,000円に、繰越利益剰余金処分額1億6,462万1,000円を1億6,365万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の資本的収入及び支出の補正につきましては、工事請負費のうち、浄水場更新工事に不用額が生じたことによる企業債並びに工事請負費の補正、また他事業の工事に伴い、水道管移設工事が増えたことによる負担金の補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきまして、第1款資本的収入を既決予定額に対しまして364万3,000円減額し、6,529万8,000円とするもので、第1項企業債を510万円減額、第3項負担金を145万7,000円増額する補正でございます。

続いて支出予算につきましては、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして510万円減額し、3億8,824万8,000円とするもので、第1項建設改良費を減額する補正でございます。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものでございます。

起債の目的であります配水管布設工事等、老朽管更新事業、浄水場更新工事の限度額6,180万円を減額し、5,670万円といたします。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

職員給与費の既決予定額に対しまして552万6,000円を減額し、5,390万5,000円といたします。

第6条、予算第10条本文中、繰越利益剰余金のうち1億6,462万1,000円を繰越利益剰余金の

うち1億6,365万円に改め、利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものでございます。
減債積立金の既決予定額に対しまして97万1,000円減額し、1億6,365万円といたします。
以上、水道事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 平成30年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 町長提出議案第16号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（新井 實君） 日程第22、町長提出議案第16号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申しあげました議案第16号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

上里町下水道事業会計補正予算書の最初のページをごらんください。

第1条、平成30年度上里町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成30年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額

を次のとおり補正するものです。

今回の収益的収入及び支出の補正につきましては、当初予定していた下水道排水設備工事費補助金を活用される方が少なかったことによる補助金の減額補正や時間外勤務手当の増額補正、またその財源になります他会計補助金の減額補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきましては、第1款下水道事業収益を既決予定額に対しまして150万9,000円減額し、2億2,924万7,000円とするもので、第2項営業外収益を減額する補正でございます。

続いて支出予算につきましては、第1款下水道事業費を既決予定額に対しまして150万9,000円減額し、2億2,689万3,000円とするもので、第1項営業費用を減額する補正でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的支出額に対し不足する額8,969万2,000円を8,911万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額440万5,000円を398万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金5,988万4,000円を5,972万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の資本的収入及び支出の補正につきましては、建設改良費のうち委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金に不用額が生じたことによる企業債並びに建設改良費の減額補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきましては、第1款資本的収入を既決予定額に対しまして1,300万円減額し、1億679万4,000円とするもので、第1項企業債を減額する補正でございます。

続いて支出予算につきましては、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして1,357万5,000円減額し、1億9,591万1,000円とするもので、第1項建設改良費を減額する補正でございます。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のように補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものでございます。

起債の目的であります公共下水道事業の限度額4,500万円を減額し、3,200万円といたします。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

職員給与費の既決予定額に対し8万1,000円を増額し、2,248万4,000円といたします。

以上、下水道事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号 平成30年度上里町下水道事業会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（新井 實君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時41分散会